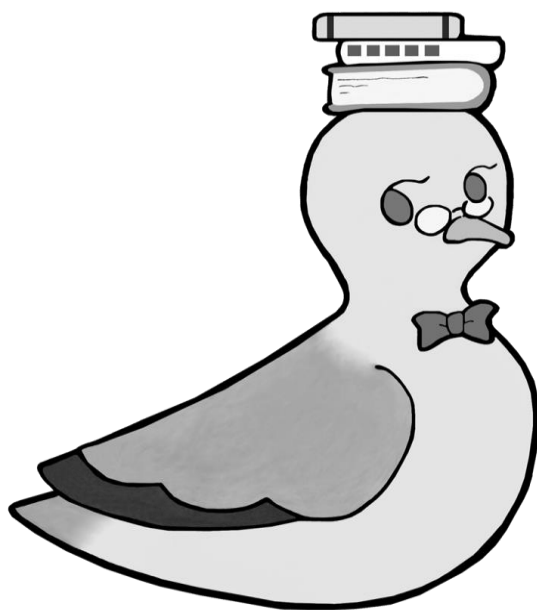


令和6年版

# 図書館要覧

(令和5年度の利用概要)



市立小樽図書館イメージキャラクター たるぼとちゃん

市立小樽図書館

# 令和6年版 市立小樽図書館要覧

## 目 次

1. 市立小樽図書館のあゆみ	1～2
2. 施設の概要	3
3. 図書館の予算	4
4. 機構(運営体制)	5
5. 蔵書状況	6
(1) 図書	
(2) 逐次刊行物	
(3) 視聴覚資料	
6. 令和5年度図書館利用概要	7～11
(1) 年度別入館者数及び利用者数	7
(2) 図書館利用登録者数	8
(3) 年齢区分別貸出利用者数	8
(4) 地区別貸出利用者数	8
(5) 貸出者数及び貸出冊数	9
(6) レファレンス(調査相談)等集計表	9
(7) インターネット等による予約件数	9
(8) サービスセンターでの受取件数・貸出件数	9
(9) 相互貸借借受・貸出集計表	9
(10) 発行物	9
(11) 団体貸出	10
(12) 移動図書館車ステーション別貸出人数及び貸出冊数	11
7. 令和5年度事業実施状況	12～13
(1) 事業実施一覧(一般・児童)	12
(2) 事業実施一覧(定期事業)	12
(3) 事業実施一覧(学校連携)	12
(4) 資料展示開催状況	13
(5) 学校・市民との連携事業・展示	13
8. 図書館条例・規則	14～17
■ 市立小樽図書館条例	
■ 市立小樽図書館条例施行規則	

## 1. 市立小樽図書館のあゆみ

大正 5年	8月	区立小樽図書館創立
大正 6年	8月	区立小樽図書館設置(小樽区役所内)
大正11年	8月	市政施行により市立小樽図書館と改称
大正12年	11月	旧図書館本館竣工
昭和17年	9月	書庫完成
昭和31年	7月	小樽博物館内に図書室開設
昭和41年	10月	博物館内図書室を市立小樽図書館手宮分室と改称
昭和43年	7月	市立小樽図書館協議会を設置
昭和47年	7月	市立小樽図書館北小樽分館(清水町3番1号)を開設(手宮分室を閉鎖)
昭和49年	7月	移動図書館車『そよかぜ号』運行開始(21ステーション)
昭和56年	7月	旧図書館解体 新図書館の建設に着手(旧館跡地)
昭和57年	11月	新図書館竣工
昭和58年	3月	新図書館開館
	5月	移動図書館車『うしお号』に更新
平成 9年	4月	総合・銭函・塩谷のサービスセンターでの図書返却受付開始
平成11年	12月	図書館ホームページの開設
平成12年	7月	都通り商店街『ふれあいプラザ』での図書返却受付開始
平成13年	4月	夜間開館を開始
		業務の電算化に着手(平成13~16年度の4か年計画)
平成16年	4月	郷土資料を除く一般書・児童書のデータベース化を終了し、図書館業務の電算化開始
平成17年	3月	郷土資料のデータベース化を終了
平成17年	4月	図書館業務の電算化を完全実施 開館時間を延長し、祝日開館を実施
平成18年	11月	創立90周年記念事業を実施
平成19年	4月	小樽商科大学図書館との連携貸出サービスを開始
平成21年	4月	図書館業務の電算システム更新を実施
	10月	市立小樽図書館北小樽分館 10月末で閉館
平成22年	6月	南樽市場内「みなみ」での図書返却受付開始
平成23年	4月	移動図書館車「わくわくブック号」に更新
平成25年	5・6月	新館オープン30周年記念事業を実施
平成26年	4月	図書館業務の電算システム更新を実施、インターネット予約開始
	7月	「スクール・ライブラリー便」事業を本格実施
平成27年	5月	小樽市立病院への図書提供支援事業開始
	8月	録音図書及び点字図書館資料の貸出事業開始
平成28年	6月	図書館フェイスブックを開始
	10月	創立100周年記念事業を実施

平成29年	10月	第1回「小樽市子どもの読書活動推進計画」検討委員会開催
	11月	第1回「としょかん発おたる子ども読書の日」を開催
平成30年	8月	一般閲覧室にAVコーナー設置
平成31年	3月	「小樽市子どもの読書活動推進計画」策定
令和元年	4月	図書館システム更新
令和2年	7月	ボクダン・メチコフスキー、セイコ・メチコフスキー(川上精子)夫妻からの寄附により 児童閲覧室、休憩コーナー、テラス、学習室等をリニューアル
令和3年	5月	国立国会図書館デジタル化資料送信サービス利用開始
	7月	図書貸出窓口を市内各サービスセンターに拡充 「おたるまちなか図書館」の試行開始
令和4年	8・9月	2022 小樽市制100周年記念事業「海で拓かれた北海道の過去・現在・未来」を実施
令和5年	9月	館内にて北海道立図書館無料利用登録会を実施
	10月	北海道立図書館のインターネット予約サービスの受取館に登録
令和6年	3月	館内でのWi-Fi供用開始

## 2. 施設の概要

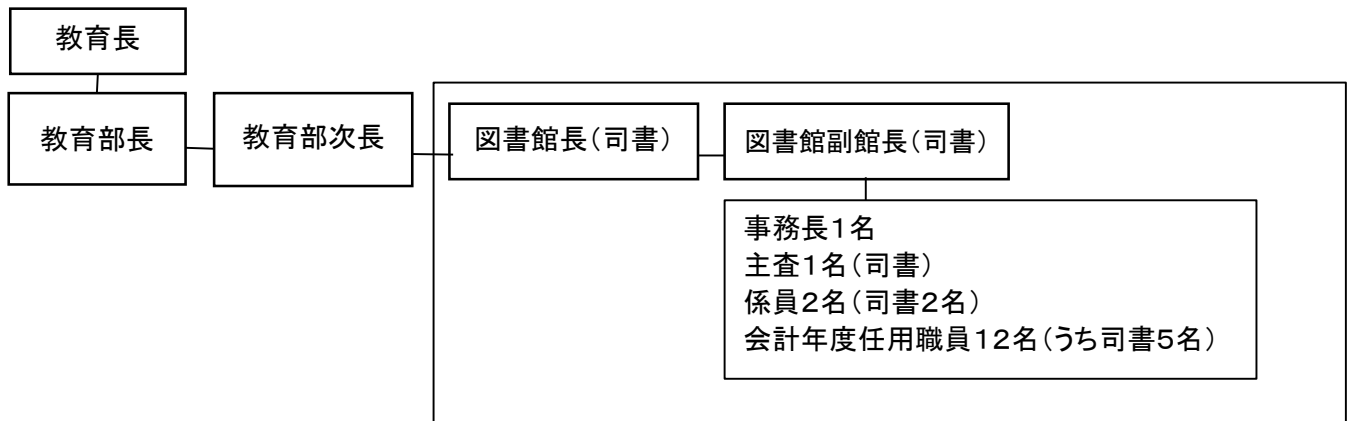
名 称	市立小樽図書館
所在地	小樽市花園5丁目1番1号
■ 構造・階数	鉄筋コンクリート造 地下1階地上2階建
■ 敷地面積	2,316.5 m <sup>2</sup>
■ 建築面積	1,110.9 m <sup>2</sup>
■ 延床面積	2,489.034 m <sup>2</sup>
総工費	6億6,800万円（設備を含む）
1 駐車場	12台収容
2 一般室	48席（軽読書コーナーを含む） ・ 開架図書 8万冊
3 児童室	26席 ・ 開架図書 3万冊
4 郷土資料室	24席 ・ 開架図書 1万冊 ・ 閉架図書 3万冊所蔵可能
5 地下保存書庫	17万冊所蔵可能
6 視聴覚室	70席
7 会議室	12席
8 学習室	36席
9 休憩コーナー	32席（うちテラス4席）
10 移動図書館書庫	1万冊所蔵可能
11 移動図書館車 わくわくブック号	平成23年製 三菱改造型マイクロバス 図書2,000冊積載

### 3. 図書館の予算

(単位：千円)

経費名	内 容	令和5年度	令和6年度	前年度比
管理運営費	図書館協議会経費	120	120	0
	会計年度任用職員報酬等	25,696	29,295	3,599
	図書館バス経費	519	830	311
	読書週間等経費	32	32	0
	図書館電算機関係経費	4,561	3,344	▲ 1,217
	管理経費 (旅費・コピー用紙等事務用品・郵送料 電話料・複写機使用料ほか)	1,548	1,870	322
	小 計	32,476	35,491	3,015
施設維持関係費	防災設備保守点検委託料	371	398	27
	施設維持補修費	100	100	0
	燃料・光熱水費	6,406	6,596	190
	清掃等委託料	6,449	5,992	▲ 457
	PCB廃棄物処理関係経費	0	1,782	1,782
	小 計	13,326	14,868	1,542
図書等資料整備費	図書購入費	8,045	8,045	0
	新聞・雑誌購入費	1,955	1,955	0
	小 計	10,000	10,000	0
図書館システム 整備事業費	図書館システム整備事業費	14,500	0	▲ 14,500
	小 計	14,500	0	▲ 14,500
子ども読書活動 推進事業費	会計年度任用職員報酬 ほか	2,058	2,385	327
	小 計	2,058	2,385	327
	合 計	72,360	62,744	▲ 9,616

## 4. 機構(運営体制)



令和6年4月1日現在

## 5. 蔵書状況

### (1) 図書

(単位:冊)

区分	本館	移動図書館	SL便	合計	割合(%)
総記	7,532	53	2	7,587	2.3
哲学	9,781	169	2	9,952	3.1
歴史	21,604	172	9	21,785	6.7
社会科学	38,239	314	6	38,559	11.9
自然科学	13,381	239	6	13,626	4.2
技術(工学・工業)	13,638	863	5	14,506	4.5
産業	6,305	122	2	6,429	2.0
芸術	18,487	1,368	22	19,877	6.1
言語・語学	2,996	37	7	3,040	0.9
文学	85,548	7,024	75	92,647	28.5
郷土資料	37,696	31	2	37,729	11.6
一般書計	255,207	10,392	138	265,737	81.8
児童	46,489	4,547	8,002	59,038	18.2
合計	301,696	14,939	8,140	324,775	100.0

※分類は日本十進分類法による。

※令和3年度より学校巡回文庫の蔵書はSL便と合算した。

※割合(%)は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にならないことがある。

### (2) 逐次刊行物

(単位:誌)

	購入	寄贈	合計
雑誌	95	84	179
新聞	7	16	23

※小樽新聞 明治28年5月以降  
 ※北海タイムス 大正元年8月以降  
 ※北海道新聞 昭和17年10月以降

### (3) 視聴覚資料

種類	大型絵本	エプロンシアター	パネルシアター	ペープサート	ジャンボ紙芝居	マイクロフィルム
所蔵数	310	40	111	14	17	1,144

種類	16ミリ/8ミリフィルム	ビデオ	DVD	朗読CD
所蔵数	79	860	538	473



## 6. 令和5年度図書館利用概要

人 口	105,661 人		
(令和6年3月末現在)			
開館日数(本館)	292 日	蔵書冊数	324,775 冊
入館者数(本館)	144,445 人	蔵書受入数	7,548 冊
利用者数(全館)	180,675 人	内 訳	
図書館利用登録者数	45,059 人	購入図書冊数	4,980 冊
貸出者数(全体)	75,343 人	寄贈図書冊数	2,568 冊
貸出冊数	289,878 冊	除籍図書冊数	7,395 冊
(団体貸出を含む)		図書等資料整備費	10,000 千円

- 1日当たりの入館者数  $\frac{\text{入館者数}}{\text{開館日数}} = 494 \text{ 人}$
- 市民1人当たりの貸出冊数  $\frac{\text{貸出冊数}}{\text{人 口}} = 2.74 \text{ 冊}$
- 人口1人当たりの蔵書数  $\frac{\text{蔵書冊数}}{\text{人 口}} = 3.07 \text{ 冊}$
- 人口1人当たり資料整備費  $\frac{\text{資料整備費}}{\text{人 口}} = 95 \text{ 円}$

### (1) 年度別入館者数及び利用者数

区分	本館			全館
	開館日数	入館者数	1日当たり 入館者数	利用者数
元	294	170,903	581	208,701
2	248	114,452	461	150,524
3	272	111,255	409	148,720
4	294	141,696	481	175,070
5	292	144,445	494	180,675

※利用者数とは、入館者数、移動図書館及び貸出文庫の貸出者数、また、スクールライブラリー便などの学校利用者数のほか、館外での事業利用者数の合計。

(2) 図書館利用登録者数

年度	登録者数	人 口
元	40,777	113,728
2	41,783	111,634
3	42,806	109,712
4	43,889	107,908
5	45,059	105,661

(3) 年齢別貸出人数

年齢	0～5才	6～12才	13～18才	19～29才	30～39才	40～49才	50～59才	60～69才	70才以上	合計
人数	1,141	4,420	1,128	1,769	4,079	8,538	10,326	12,855	25,198	69,454
割合(%)	1.6	6.4	1.6	2.5	5.9	12.3	14.9	18.5	36.3	100

※割合(%)は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にならないことがある。

(4) 地区別貸出利用者数

地区	利用者数(人)	割合(%)
相生町	146	0.21
赤岩	942	1.36
旭	0	0.00
朝里	656	0.94
朝里川温泉	326	0.47
石山町	313	0.45
稲穂	2,802	4.03
入船	3,435	4.95
色内	1,190	1.70
梅ヶ枝町	549	0.79
奥沢	2,056	2.96
忍路	224	0.32
オタモイ	1,418	2.04
勝納町	383	0.55
桂岡町	1,122	1.62
幸	1,895	2.73
堺町	74	0.11
桜	4,851	6.98
潮見台	643	0.93
塩谷	1,038	1.49
東雲	665	0.96

地区	利用者数(人)	割合(%)
清水町	390	0.56
祝津	1,255	1.81
新光及び新光町	4,080	5.87
新富町	494	0.71
末広町	445	0.64
住ノ江	475	0.68
住吉町	531	0.76
銭函	1,708	2.46
高島	535	0.77
築港	873	1.26
手宮	237	0.34
天狗山	6	0.01
天神	874	1.26
富岡	3,134	4.51
豊川町	196	0.28
長橋	3,044	4.38
錦町	222	0.32
信香町	210	0.30
花園	6,912	9.95
張碓町	234	0.34
春香町	64	0.09

地区	利用者数(人)	割合(%)
船浜町	66	0.10
望洋台	821	1.18
星野町	1,982	2.85
真栄	1,045	1.50
松ヶ枝	1,690	2.43
緑	4,697	6.76
港町	11	0.02
見晴町	93	0.13
最上	2,722	3.92
桃内	58	0.08
山田町	668	0.96
蘭島	273	0.39
若竹町	1,188	1.71
若松	497	0.72
その他地区	1,675	2.41
後志管内	250	0.36
札幌市	1,071	1.54
合 計	69,454	100

※割合(%)は小数点以下第3位を四捨五入しているため、合計しても100%にならないことがある。

## (5) 貸出者数及び貸出冊数

年度	区分	本館		移動図書館		貸出文庫等		合計	
		貸出者数	貸出冊数	貸出者数	貸出冊数	貸出者数	貸出冊数	貸出者数	貸出冊数
元		67,550	263,167	4,230	20,747	7,706	13,802	79,486	297,716
2		53,573	217,419	3,324	14,967	8,972	14,882	65,869	247,356
3		55,756	216,916	3,736	17,034	8,832	14,862	68,324	248,812
4		65,486	256,875	4,056	19,825	5,686	9,822	75,228	286,522
5		65,604	252,118	3,850	18,567	5,889	19,193	75,343	289,878

## (6) レファレンス(調査相談)等集計表

種別	年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
レファレンス件数		4,133	2,437	2,474	3,987	4,437
予約件数	本館	23,699	22,387	34,205	32,955	32,482
	移動図書館	5,722	5,538	5,639	7,149	6,844
	合計	29,421	27,925	39,844	40,104	39,326
購入希望件数	希望件数	1,389	1,257	1,359	1,326	1,297
	採用件数	1,269	1,201	1,265	1,194	1,160
	不採用件数	120	56	94	132	137

## (7) インターネット等による予約件数

	カウンター予約	OPAC予約	WEB予約	予約合計
3年度	16,546	1,176	22,122	39,844
4年度	15,871	1,501	22,732	40,104
5年度	14,675	1,342	23,309	39,326

## (8) サービスセンターでの受取件数・貸出件数

年度		3年度	4年度	5年度
駅前SC	受取件数	188	299	340
	貸出冊数	407	588	621
銭函SC	受取件数	228	376	403
	貸出冊数	679	937	997
塩谷SC	受取件数	5	2	3
	貸出冊数	20	9	9

## (9) 相互貸借借受・貸出集計表

年度	3年度	4年度	5年度
借受件数	127	136	165
借受冊数	474	550	459
貸出件数	247	256	305
貸出冊数	577	540	647

## (10) 発行物

- ◆ 図書館だより「しらかば」(一般向けの図書館だより) 毎月発行
- ◆ きっずおたる(子ども向けの図書館だより) 毎月発行
- ◆ 移動図書館わくわくブック号 運行ダイヤ 年2回発行
- ◆ 図書館要覧(令和4年度の利用概要) 年1回発行
- ◆ たるばとレポート(学校図書館通信) 随時(3回発行)

(11) 団体貸出

① 貸出文庫

団 体 名
(1)一般
あさりファミリア
(2)児童
桜小学校放課後児童クラブ B
奥沢小学校放課後児童クラブ
朝里小学校放課後児童クラブ A
朝里小学校放課後児童クラブ B
朝里小学校放課後児童クラブ C
長橋小学校放課後児童クラブ A
長橋小学校放課後児童クラブB
桂岡小学校放課後児童クラブ
銭函小学校放課後児童クラブ
張碓小学校放課後児童クラブ
手宮中央小学校放課後児童クラブA
手宮中央小学校放課後児童クラブB
花園小学校放課後児童クラブA
花園小学校放課後児童クラブB
幸小学校放課後児童クラブA
稲穂小学校放課後児童クラブA
稲穂小学校放課後児童クラブB
小樽明峰高等学校
児童デイサービスくれよん
児童デイサービスあっぷっぷ

貸出文庫 21文庫

②スクールライブラリー便

小学校名	中学校名
忍路中央小学校	忍路中学校
塩谷小学校	長橋中学校
高島小学校	北陵中学校
幸小学校	西陵中学校
長橋小学校	菁園中学校
手宮中央小学校	松ヶ枝中学校
稲穂小学校	向陽中学校
花園小学校	潮見台中学校
山の手小学校	桜町中学校
奥沢小学校	望洋台中学校
潮見台小学校	朝里中学校
桜小学校	銭函中学校
望洋台小学校	
朝里小学校	
張碓小学校	
桂岡小学校	
銭函小学校	

17小学校

12中学校

## (12) 移動図書館車「わくわくブック号」ステーション別貸出人数及び貸出冊数

ステーション名	貸出人数	貸出冊数		
		一般書	児童書	合計
1 ラポール東小樽前	70	393	17	410
2 ベイシティガーデン小樽前	244	827	4	831
3 若竹会館前	69	248	26	274
4 真栄龍徳寺前	236	1,019	7	1,026
5 蘭島駅前	121	610	86	696
6 塩谷団地市営5号棟前	12	77	25	102
7 忍路大忠寺前	34	165	0	165
8 塩谷サービスセンター前	8	21	5	26
9 ビレッジハウス銭函前	117	767	7	774
10 張碓町民会館前	48	134	66	200
11 ヤチダモ公園横	32	108	13	121
12 北海信用金庫朝里支店前	462	2,257	120	2,377
13 桂岡中央公園横	255	1,129	20	1,149
14 桂岡ひばりが丘公園横	163	948	8	956
15 星野会館前	131	401	295	696
16 銭函千葉歯科医院駐車場	338	1,082	220	1,302
17 あさりファミリア駐車場	79	318	57	375
18 望洋ふれあいセンター前	198	766	117	883
19 セブンイレブン桜町店横	173	607	31	638
20 さくら幼稚園前	125	518	150	668
21 奥沢中央町会会館前	49	267	16	283
22 真正寺駐車場	48	181	186	367
23 長橋久保組前	71	343	0	343
24 幸会館前	61	256	0	256
25 オタモイ育成院前	97	446	6	452
26 消防署オタモイ支署	126	534	245	779
27 北海道信用金庫高島支店前	11	27	9	36
28 祝津三浦水産前	14	112	3	115
29 高島団地市営52-2号棟前	21	36	11	47
30 祝津かもめ会館前	96	478	111	589
31 手宮公園会館前	45	185	19	204
32 豊川郵便局前	132	400	12	412
33 赤岩会館前	47	205	152	357
34 児童行事・その他	117	197	461	658
合 計	3,850	16,062	2,505	18,567

※運行日数189日、運行回数657回

## 7. 令和5年度事業実施状況

### (1) 事業実施一覧(一般・児童)

行 事	内 容	開 催 日
◆第7回としよかん発 おたる子ども読書の日	絵本作家こぐれけいすけ氏の絵本ライブ(29名) 市長による絵本の読み聞かせ(38名) どきどき司書体験(1名) 森万喜子講演会(34名) おたる子ども劇場人形劇サークル「ぐうちよきばあ」のおはなし会SP(34名) たるぼとブックフェスティバル(75名) 来て！見て！わくわくブック号(100名)	5月6日
◆小樽図書館YA司書講座	YA世代向け司書養成講座(18名)	7月7日 8月12日 9月9日 12月9日 3月9日
◆平和映画上映会	アニメ「一つの花」上映・ドキュメンタリー「戦争遺跡」(13名)	8月5日
◆北海道立図書館無料利用登録会	北海道立図書館の利用者カードの出張登録会(90名)	9月24日
◆小樽運河100周年記念「第9回 小樽まちかど再発見」	小樽運河周辺を散策し、歴史をひもとく(講師：山川隆氏)(18名)	9月30日
◆読書交流会	宮沢賢治『セロ弾きのゴーシュ』の読書会・チェロの演奏会など(22名)	10月28日 11月11日
◆講演会「がんのことを正しく知ろう～自分らしく暮らしていくために～」	市民へのがん啓発のため、保健師、看護師などの専門家を招いて、がんの予防から治療までを学ぶ(14名)	10月31日
◆人形劇の会	おたる子ども劇場人形劇サークル「ぐうちよきばあ」による人形劇(42名)	11月3日
◆大人のおはなし会	「札幌おはなしの会」によるおはなし会(17名)	11月7日
◆小樽運河100周年記念講演会「新聞に見る小樽運河の歴史」	小樽運河の歴史を新聞記事から解説(講師：渡辺真吾氏)(29名)	11月12日
◆ローズウインドウ・ワークショップ	ローズウインドウ(紙で作るステンドグラス)作りのワークショップ(講師：銭谷寿子氏)(19名)	1月21日
◆まち育てふれあいトーク	暮らしに役立つ図書館の利用ガイダンス・おはなし会を実施 赤岩町会・銭函小学校他 全10回(804名)	随時 7～2月

### (2) 事業実施一覧(定期事業)

行 事	内 容	開 催 日
◆おたる図書館シネマ座	1部 映画上映、2部 シネマトーク(12回・194名)	年12回
◆ミュージックプロムナード	CDコンサート(テーマによる曲解説付)(6回・33名)	年6回
◆たるびよタイム	0歳児から未就園児童と保護者を対象としたおはなし会等(37回・192名)	月末を除く毎週金曜日
◆たるぼとクラブ	小学生を対象としたおはなし会、工作、アニメ上映会など(21回・211名)	毎月第1・3土曜日
◆おはなしの会	おたる子ども劇場人形劇サークル「ぐうちよきばあ」によるおはなし会(12回・93名)	毎月1回
◆ブックスタート事業	保健所の乳幼児10か月健診時に、市こども家庭課、絵本児童文学研究センターと連携して絵本の配布と読み聞かせ(24回・369名)	毎月2回

### (3) 事業実施一覧(学校連携)

行 事	内 容	摘 要
◆スクールライブラリー便	学校図書館読書活動用(小学校17校 中学校12校 計8,050冊)	継続
◆学校図書館運営相談	読書・調べ学習・学校図書館全般の相談(小学校2校)	継続
◆施設見学(職業体験・利用体験を含む)	(小学校14校、中学校2校、高校1校)	継続
◆学校授業支援	(小学校2校)	継続
◆おはなし会・ブックトーク	まち育てふれあいトークの再掲(小学校延べ6校、特別支援教育研究協議会2回)	継続
◆学校図書館通信たるぼとレポート	学校図書館の活動報告・新刊紹介等 3号発行	継続
◆学校司書支援	学校読書及び資料相談・学校司書会議等(小学校16校、中学校9校)	継続
◆学校ブックフェスティバル	(小学校3校 544名)	継続
◆わくわくブック号がやってくる	(小学校4校 中学校1校 計380名)	継続

## 7. 令和5年度事業実施状況

### (4) 資料展示開催状況(◆一般●児童)

開催月	テーマ(一般・児童)
4	◆春・新生活「新しい生活を始めるあなたを応援します！」(一般)●ようこそ児童室へ(児童) ◆春の火災予防運動 お出かけはマスク戸締り火の用心(一般) ●子ども読書週間行事 資料展示「いろ 色 iro イロ」(児童)
5	●子ども読書週間行事 ミニミニブックフェス(児童)◆野鳥観察を楽しもう(一般) ◆春の交通安全運動 図書館で学ぶ・交通安全(一般)●はじめましてのアイヌ(児童)
6	◆本で巡るアジアの旅(一般)◆雨の日は…おうちで長編に挑戦！「長編小説特集」(一般)
7	●昔ばなしがいっぱい(児童) ◆夏の交通安全運動 図書館で学ぶ・交通安全(一般)◆北海道みんなの日記念資料展 『北海道知る・見る展』(一般) ●読書感想文課題図書・指定図書(児童)
8	●ゆたかな海をとりもどすには(寄贈本紹介)(児童)●こわい本(児童)◆防災週間(一般) ◆ツタの絡まる図書館展(一般)
9	◆小樽運河100年のあゆみ展(一般)◆秋の交通安全運動 図書館で学ぶ・交通安全(一般) ●かとうまふみさんといっしょ(児童)
10	◆もっと知ろうもっと語ろう認知症(一般)◆おたる BookArtWeek 2023『本のない、絵本屋クッタラ』登場絵本展(一般) ◆詐欺啓発児童画展(一般) ●たるばと文庫(寄贈本紹介)(児童)◆秋の火災予防運動 「火を消して不安を消してつなぐ未来」(一般)
11	●宮澤賢治(読書会運動)(児童)◆冬の交通安全運動 図書館で学ぶ・交通安全(一般)◆お仕事小説特集(一般) ●プログラミングであそぼ(児童)●ミニミニブックフェスクリスマスSP(児童)
12	●人権週間「誰か」のことじゃない(児童) ◆温活特集(一般)◆新幹線駅舎デザイン選定中！(一般) ◆全部やるか！一か所にしようか？今年の大掃除 中掃除(一般) ●北海道青少年のための200冊(児童)
1	◆緊急特集 災害から身を守ろう(一般)◆相続に関する身近な法律と遺言書作成のポイント(一般) ◆国民の祝日特集(一般)◆こどもたちの作品展「ちいさなアーティストたち」(一般) ◆市民提案型展示 ダイヤモンドプリンセス号(一般)●スズキアリーナ寄贈(児童)
2	◆千年を超えて読み継がれる『源氏物語』の世界(一般) ●どさんこ絵本作家あべ弘士さん新作絵本「あてっこ どうぶつずかん だれ」巡回パネル展in北海道(児童) ◆女性の健康週間(一般)●工作の本(児童)
3	◆フランス特集(一般)◆北海道の「心臓」と呼ばれたまち・小樽(一般) ◆大腸がん啓発月間(一般)
計	一般展示(31回)児童展示(18回)

※展示期間が複数月にわたる場合は開始月に記載

### (5) 学校・市民等との連携事業・展示

事業・展示	内容	開催月
◆菁園中学校の生徒のおすすめ	菁園中学校生徒のおすすめ図書を紹介	6
◆西陵中学校読書ゆうびん	西陵中学校生徒のおすすめ図書を紹介	7、8
◆潮陵高生の推し本フェア	潮陵高生のおすすめ図書を紹介	8
◆松ヶ枝中学校の生徒のおすすめ	松ヶ枝中学校生徒のおすすめ図書を紹介	9
◆忍路中学校の生徒のおすすめ	忍路中学校生徒のおすすめ図書を紹介	10、11

# 市立小樽図書館条例

全部改正 昭和57年12月24日条例第38号  
最近改正 平成28年 7月13日条例第40号

## (設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)に基づき市民の教育と文化の発展に寄与するため、市に図書館を設置する。

## (名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
市立小樽図書館	小樽市花園5丁目1番1号

## (事業)

第3条 市立小樽図書館(以下「図書館」という。)は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)の収集、整理、保存及び利用についてのこと。
- (2) 貸出文庫、巡回文庫及び移動図書館についてのこと。
- (3) 読書会、研究会、鑑賞会、映写会及び資料展示会等についてのこと。
- (4) 館報その他読書資料の発行等についてのこと。
- (5) 時事情報及び参考資料の紹介等についてのこと。
- (6) その他必要と認めること。

## (職員)

第4条 図書館に館長及び必要な職員を置く。

## (入館の制限等)

第5条 教育委員会(以下「委員会」という。)は、次の各号の一に該当する者に対しては入館を拒否し、又は退館させることができる。

- (1) 館内の秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれのある者
- (2) 建物、付属設備、図書館資料又は備付の物件をき損し、又は滅失するおそれのある者
- (3) その他図書館の管理上支障があると認められる者

## (損害の賠償)

第6条 利用者が、その利用により建物、付属設備、図書館資料又は備付の物件をき損し、又は滅失したときは、市長の定める損害の額を賠償しなければならない。

## (図書館協議会)

第7条 法第14条の規定に基づき、図書館に図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会は、10人以内の委員をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから委員会が任命する。
  - (1) 学校教育及び社会教育の関係者
  - (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
  - (3) 学識経験者
  - (4) 委員会が行う公募に応じた者
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 協議会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。
- 7 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 9 協議会の会議(以下単に「会議」という。)は委員長が招集し、委員長はその議長となる。
- 10 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 11 会議の議事は、出席した委員(議長である委員を除く。)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 13 協議会の庶務は、図書館において行う。
- 14 この条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。



(分館等)

第8条 委員会が、必要と認めるときは分館及び閲覧所等を設置することができる。

(廃止)

第9条 図書館を廃止するときは、市議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行日において、現にこの条例による改正前の市立小樽図書館条例（以下「旧条例」という。）第5条の規定による協議会の委員である者は、旧条例による任期内に限り、この条例により選任された者とみなす。

**附 則**(平24.3.15条例18)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**(平28.7.13条例40)

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の市立小樽図書館条例第7条第3項の規定、第2条の規定による改正後の小樽市総合博物館条例第8条第3項の規定、第3条の規定による改正後の市立小樽文学館条例第8条第3項の規定及び第4条の規定による改正後の市立小樽美術館条例第16条第3項の規定は、それぞれこの条例の施行の際現に在任する図書館協議会、博物館協議会、文学館協議会及び美術館協議会の委員（以下「各委員」という。）の任期満了後に行われる各委員の選任から適用する。

# 市立小樽図書館条例施行規則

全部改正 昭和58年 1月22日教委規則第3号  
最近改正 令和6年 3月29日教委規則第3号

(趣旨)

第1条 市立小樽図書館条例(昭和57年小樽市条例第38号)の施行については、この規則の定めるところによる。

(開館時間及び休館日)

第2条 市立小樽図書館(以下「図書館」という。)の開館時間は、次の各号に掲げる日(次項の規定により休館日に当たる日を除く。)の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 午前9時30分から午後5時まで
  - (2) 前号に掲げる日以外の日 午前9時30分から午後7時まで
- 2 図書館の休館日は、次の各号に掲げる日とする。
- (1) 月曜日(同日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合を除く。)
  - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
  - (3) 整理日(毎月の最終金曜日をいう。)
  - (4) 特別整理期間(教育委員会(以下「委員会」という。)が定める6月中の6日間をいう。)に当たる日
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、前2項に定める開館時間及び休館日を臨時に変更することができる。

(職員)

第3条 図書館に館長のほか、事務長、主査その他必要な職員を置く。

- 2 図書館に副館長及び副主査を置くことができる。
- 3 館長は、上司の命を受けて、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 副館長は、館長を補佐して、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 5 事務長は、上司の命を受けて、館務を掌理する。
- 6 主査は、上司の命を受けて、その処理すべきものとされた事務を掌理する。
- 7 第3項から前項までに規定する職員以外の職員は、上司の命を受けて、館務に従事する。

(館内利用)

第4条 図書館の所有する図書その他資料(視聴覚教育の資料を除く。以下これらを「図書館資料」という。)を利用しようとする者は、図書閲覧票(様式第1号)に所定の事項を記入し、申し込まなければならない。

- 2 図書館資料は、所定の場所で利用しなければならない。

(館外利用)

第5条 前条の規定にかかわらず、市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者及び館長が特に認める者は、図書館資料の貸出しを受けて、館外における利用(以下「館外利用」という。)をすることができる。

- 2 初めて館外利用をしようとする者は、館長に利用者カード申込書(様式第2号)を提出し、及び身分を証明することができるもので館長が認めるものを提示し、利用者カード(様式第3号)の交付を受けなければならない。
- 3 利用者カードの交付を受けた者は、図書館資料の貸出しを受けようとするときは利用者カードを提示しなければならない。
- 4 図書館資料の貸出しは、1人につき10冊以内とし、その貸出し期間は2週間以内とする。
- 5 利用者カードは、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 6 利用者カードを紛失し、若しくは損傷したとき又はその記載事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。
- 7 次の図書館資料は、貸出しをしない。
  - (1) 貴重な郷土資料
  - (2) 各種新聞、官公報及び新着雑誌
  - (3) 辞典、事典、年鑑及び地図
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、館長が必要と認めたもの

(視聴覚教育の資料及び機器の利用)

第6条 視聴覚教育の資料(以下この条において「資料」という。)は、映画フィルム、スライドフィルム、紙しばい、ビデオテープ、録音テープ及びレコードとする。

- 2 資料は、市内の学校、社会教育関係団体その他館長が適当と認めた団体(以下この条において「団体」という。)に貸出しするものとする。ただし、大型版を除く紙しばい(以下この条において「紙しばい」という。)については、この限りでない。

- 3 資料の貸出しを受けようとする団体は、視聴覚資料貸出し申込書(様式第4号)を館長に提出しなければならない。
- 4 資料は、その使用について次の各号のいずれかに該当するときは貸出しをしない。
  - (1) 営利を目的として使用するとき。
  - (2) 特定の政党の政治的活動及び特定の宗教的活動のために使用するとき。
  - (3) 前2号に掲げるほか、館長が不相当と認めたとき。
- 5 資料の貸出し期間及び貸出し数量については、館長が定める。
- 6 紙しばいの館外利用については、各項に定めるもののほか、前条の規定を準用する。この場合において、同条第4項中「10冊以内」とあるのは、「2巻以内」と読み替えるものとする。
- 7 視聴覚機器を使用しようとする団体は、視聴覚機器使用申込書(様式第4号の2)を提出し、館長の承認を受けなければならない。

(貸出し文庫及び巡回文庫)

- 第7条 貸出し文庫及び巡回文庫(以下「文庫」という。)は、10人以上で構成される市内の団体が開設することができる。
- 2 文庫を開設しようとする団体の代表者は、文庫開設申請書(様式第5号。以下「申請書」という。)を、館長に提出しなければならない。
  - 3 館長は、前項の規定により申請書が提出された場合は、必要な事項を審査し、文庫を開設することが適当と認めたときは、文庫開設承認書(様式第6号)を交付するものとする。
  - 4 文庫に対する図書館資料の貸出し期間及び貸出し冊数については、館長が定める。
  - 5 文庫を開設している団体が文庫を廃止するときは、貸出しを受けている図書館資料を返納し、文庫廃止届(様式第7号)により館長に届け出るものとする。

(移動図書館)

- 第8条 委員会は、必要な地域に移動図書館を設けることができる。
- 2 移動図書館の利用については、第5条第1項から第6項までの規定を準用する。

(図書館資料の寄贈)

- 第9条 寄贈を受けた図書館資料は、その品目、員数及び寄贈者の住所、氏名等を記録して保管しなければならない。

(個人の所有する図書等の預かり及び閲覧)

- 第10条 個人の所有する図書その他資料(以下これらを「図書等」という。)を図書館に預け、公衆の閲覧に供しようとする者は、当該図書等の品目、員数等を詳しく記載した文書等を委員会に提出してその承認を得た後、当該図書等を図書館に送達するものとする。
- 2 前項の図書等は、別に定めのある場合を除き、図書館資料と同様に取り扱わなければならない。

(委任)

- 第11条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

- |                      |                      |                      |
|----------------------|----------------------|----------------------|
| 付 則(昭60. 2. 8教委規則1)  | 付 則(平元. 1. 8教委規則1)   | 付 則(平 2. 4. 4教委規則10) |
| 付 則(平 3. 2.12教委規則1)  | 付 則(平 3. 4.24教委規則2)  | 附 則(平 6. 3.30教委規則7)  |
| 附 則(平10. 3.26教委規則4)  | 附 則(平10. 6.25教委規則11) | 附 則(平13. 3.29教委規則5)  |
| 附 則(平15 .10.17教委規則9) | 附 則(平17. 3.25教委規則9)  | 附 則(平18 10. 5教委規則6)  |

附 則(平21.10. 5教委規則12)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年11月1日から施行する。  
(市立小樽図書館条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この規則の施行の際現に前項の規定による改正前の市立小樽図書館条例施行規則の規定により作成された用紙がある場合は、当分の間、これに必要な訂正を加えた上で使用することができる。

附 則(平28. 3.30教委規則7)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令6. 3.29教委規則3)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様式(略)